

2026 年 10 月 15 日

大阪府大阪市西区京町堀一丁目 8 番 33 号

株式会社笑美面

代表取締役 榎並 将志

東京都町田市中町一丁目 4 番 2 号

ケアミックス株式会社

代表取締役 柴田 彰

吸収分割に関する事前開示書面（変更）

株式会社笑美面（以下、「吸収分割承継会社」）及びケアミックス株式会社（以下、「吸収分割会社」）は、2026 年 8 月 18 日付で締結した吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」）に基づく吸収分割（以下、「本件分割」）に関し、2026 年 9 月 17 日付「吸収分割に関する事前開示書面」（以下、「当初開示書面」）を備置きしておりますが、今般、両社は 2026 年 10 月 15 日付で本吸収分割契約の一部を変更する吸収分割契約変更契約（以下、「本変更契約」）を締結し、当初開示事項の記載事項に変更が生じたため、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条第 8 号、並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づき、下記のとおり、変更後の事項を開示いたします。

なお、項目番号は当初開示書面に対応しており、変更箇所には下線を付しております。下記以外の事項については、当初開示書面の記載内容から変更はありません。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項及び第 782 条第 1 項）

別添 1 及び別添 3に記載のとおりです。

4. 計算書類等に関する事項

【吸収分割会社】

(2) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別添 2 に記載のとおりです。ただし、別添 2 の個別注記表「重要な後発事象に関する注記」2. (6)に記載した承継させる資産及び負債の額（2026 年 7 月 31 日時点の概算金額）は、本変更契約の締結により、以下のとおりとなります。

流動資産 1,443 千円 固定資産 14,085 千円 負債 4,075 千円

以上

吸収分割契約変更契約書

ケアミックス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社笑美面（以下「乙」という。）は、甲乙間で 2026 年 8 月 18 日付で締結した吸収分割契約（以下「原契約」という。）の一部を変更するため、次のとおり変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

第 1 条（原契約の変更）

原契約別紙 2 第 2 号を、次のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

変更前	変更後
別紙 2（承継対象外権利義務）第 2 号 2 神奈川県横浜市金沢区泥亀 1-18-31（甲が本社機能に使用するものをいう。）、神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 16-1、千葉県松戸市本町 16-10 <u>及び</u> 神奈川県厚木市中町 2-2-20 所在の建物に係る不動産賃貸借契約	別紙 2（承継対象外権利義務）第 2 号 2 神奈川県横浜市金沢区泥亀 1-18-31（甲が本社機能に使用するものをいう。）、神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 16-1、千葉県松戸市本町 16-10、 <u>神奈川県厚木市中町 2-2-20 及び東京都町田市中町 1-4-2</u> 所在の建物に係る不動産賃貸借契約

第 2 条（用語の定義）

本変更契約において使用する用語は、本変更契約に別段の定めがある場合を除き、原契約において定義された意味を有する。

第 3 条（原契約の効力）

本変更契約により変更される事項を除き、原契約の各条項は、引き続きその効力を有する。

第 4 条（効力発生）

本変更契約は、本変更契約の締結日から効力を生ずる。

本変更契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 10 月 15 日

甲 東京都町田市中町一丁目 4 番 2 号

ケアミックス株式会社

代表取締役 柴田 彰

印

乙 大阪府大阪市西区京町堀一丁目 8 番 33 号

株式会社笑美面

代表取締役社長 榎並 将志

印